

令和 2 年 5 月 1 日

保護者様

桜川市長 大塚 秀喜  
( 公印省略 )

新型コロナウイルス感染症拡大防止のための保育施設利用自粛のお願い  
及び利用者負担（保育料）の軽減措置の継続について

日頃から新型コロナウイルス感染症拡大防止の取り組みについて御理解と御協力をいただき、誠にありがとうございます。

市内保育施設の利用につきましては、4月22日から5月6日まで利用の自粛のお願いを申し上げたところですが、未だに新型コロナウイルス感染症の終息の見通しが立たない状況にあります。

市内小中義務教育学校におきましては、5月31日まで臨時休業とすることが決定しております。市内保育施設におきましても、保育施設の3密を防ぎ、感染拡大を防止するため、利用自粛のお願いを継続させていただきたいと存じます。お子様の生命や健康を第一に考える観点から保護者の皆様には再度ご負担をお掛け致しますが、御理解、御協力をお願いいたします。

なお、感染状況により当該通知の対応が変更となる場合がありますので了承ください。

記

1 自粛要請期間

令和2年5月7日（木）から令和2年5月31日（日）まで

2 利用者負担（保育料）の取り扱い（0歳児から2歳児までのお子様の利用者負担が対象）

4月分の保育料軽減措置の適用申請書の記入が済んだ方は、申請書をご利用の保育施設に提出してください。適用申請書は各保育施設、市役所各窓口より配付しています。または桜川市公式ホームページから印刷し、お使いください。

**申請書の提出は、登園自粛期間後の6月1日以降でも受理いたします。**

各保育施設にて自粛日数を確認後、児童福祉課にて軽減額の算定、決定を行います。

※口座振替をご利用の方の保育料はいったん満額お支払いいただいております。

各保育施設と連絡調整をさせていただき、順次保育料に充当または還付いたします。

口座振替の登録がない方は納付書でお支払いいただきます（いずれの場合も7月以降を予定）。

**【お問合せ先】**

桜川市保健福祉部児童福祉課

TEL：0296-75-3156（直通）